

NISA(少額投資非課税制度)の活用について

平成 25 年 12 月末を以って、上場株式等の配当や譲渡益に対する軽減税率が廃止されることに伴い、平成 26 年 1 月からは N I S A(少額投資非課税制度)が導入されることになりました。本レポートでは、N I S Aの概要とメリット・デメリットについてお伝えしようと思います。

概要

N I S Aとは、個人投資家が行う少額の株式投資に係る配当や譲渡益については税金を課さないという制度です。個人投資家が非課税口座を開設し、平成 26 年から平成 35 年末までの 10 年間に当該口座で取得した上場株式等については、年間 100 万円の投資額、かつ、投資総額 500 万円を上限として、取得した年から最長で 5 年間は配当や譲渡益が非課税となります。

5 年経過後は、一定の手続きにより非課税口座に再度移管する場合を除き、一般口座や特定口座(以下、「課税口座」で統一)に移管されることとなります。

N I S Aのメリット

N I S Aの最大の魅力は配当や譲渡益が非課税となることです。軽減税率の廃止に伴い、本来であれば 20%の税率(復興特別所得税を含まない。以下、同じ)で課税されるため、非課税の恩恵は大きいといえます。例えば、100 万円の投資枠を使って取得した上場株式等が 150 万円に値上がりした場合の譲渡益課税は、以下の通りです。

譲渡益	税 額	
	通常	NISA
50 万円	10 万円	0 万円

※非課税投資額の未使用枠を翌年以降に繰り越して使用することはできません。また、非課税投資枠の再利用もできないことに注意が必要です。

N I S Aのデメリット

非課税口座は課税口座と完全に切り離されています。そのため、以下の点に注意が必要です。

(1) 損益通算・損失の繰越控除ができない

非課税口座で生じた損失は、ないものとみなされます。そのため、課税口座で生じた譲渡益や配当と損益通算することができず、損失の繰越控除もできません。

例えば、既に保有している課税口座で 30 万円の譲渡益があり、新規投資に 30 万円の譲渡損がある場合、この新規投資が課税口座若しくは非課税口座のいずれで行われたかにより取扱いが異なります。

①課税口座で投資した場合

譲渡損が認識されるため、譲渡益 30 万円と譲渡損 30 万円は通算され、損益はゼロとなり税金はかかりません。

②非課税口座で投資した場合

非課税口座で生じた譲渡損は認識されず、課税口座での譲渡益 30 万円だけが認識されます。よって、30 万円の譲渡益に対して税率 20%で課税され、6 万円の税金がかかります。

このように、非課税口座で新規投資した方が損をするケースがある点に注意が必要です。

(2) 課税口座から非課税口座への移管はできない

課税口座で既に保有している上場株式等は、非課税口座に移管することができません。N I S Aは新規の投資のみが対象となります。

(3) 課税口座への移管に際し、損失は考慮されない

非課税口座で上場株式等を保有したまま非課税期間が満了した場合、原則として課税口座に移管されることとなります。ここで、移管された上場株式等の取得価額は、移管時の価格となります。仮に 100 万円の非課税投資枠を使って取得した上場株式等が 70 万円に値下がりしていた場合、課税口座での取得価額は 70 万円となります。その後 80 万円に値上がりした時点で売却した場合、譲渡益 10 万円に対して 20%の税率で課税されてしまいます。

この場合には非課税の恩恵を受けられないどころか、当初から課税口座で保有していれば受けられたはずの損益通算や損失の繰越控除の適用も受けられません。

総括

以上のように、N I S Aの活用には一長一短があります。利益が出た場合には大変優遇されていますが、損失が出た場合には何も手当てがされません。課税口座も含めて総合的にみると、課税口座と非課税口座とは完全に切り離されているため、結果的に損をするケースもあります。損失にも配慮し、運用方針に応じて両者を使い分ける必要があるのではないのでしょうか。(文責：山岸)

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他のいかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : info@aotaf.jp